



2018年5月 第70号

# 産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都港区三田 3-4-3 三田第一長岡ビル6階

TEL: 050-3506-5595



新緑の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
新たな技能実習生制度がスタートし、5/1で半年となります。弊組合の実習生も在留期限順に  
新制度の技能実習生へと切り替わります。新制度において、実習実施者（受入企業）に備え付けが  
義務付けられている帳簿について、新制度に切り替わった実習生の在籍企業から順にご案内を  
致します。ご協力の程、宜しくお願い致します。

## 実習実施者備付帳簿について

新制度で実習実施者に備付が義務付けられている帳簿は以下の3点です。

### ① 技能実習生の管理簿

記載事項について、規定がございますので、新制度実習生の在留カード返却時に随時  
企業様へフォーマットをお渡しします。

### ② 認定計画の履行状況に係る管理簿

毎月1回実習生の実習の状況や実習生の生活状況について評価を記入頂き、企業印押印の上  
事業所で保管してください。

### ③ 技能実習日誌

従来作成していただいていた日誌と、若干様式が変更になりました。新制度対応のフォーマット  
を順次作成しておりますので、それまでは従来の実習日誌を継続して記入してください。

※その他、労働基準法で作成が義務付けられている出勤簿（タイムカード）や賃金台帳等は  
今後も適時適切に作成いただく必要がございます。（機構による実地監査の可能性もございます。）

## 実習生の在留期限5年延長の報道について

4月18日、農業や介護などの人手不足に対応する為、政府が最長5年間の技能実習を終えた  
技能実習生に、さらに最長5年の就労ができるようにする新たな在留資格について検討しており、  
早くも今秋の臨時国会で、入管法改正案を提出・成立を目指すとの報道がありました。

（新法が成立・施行された場合、最長で10年間の日本在留が可能となります。）

但し、現状受入可能な職種や、受入企業の要件、雇用条件等については何も決まっておりません。  
追加の情報が有り次第、追ってご報告いたします。

## 不法就労防止対策

国内の人手不足が深刻になると同時に、不法滞在者や就労許可のない外国人を派遣する派遣会社や  
不法就労者派遣を受け入れた企業が摘発される例が相次いでおります。別紙に不法就労防止に関する  
チラシを同封いたします。実習生受入企業の皆様は特にご注意をお願い致します。